申請書類作成手数料表

※税別の金額です。組合員以外は5%増しです。

一般 用

1、給水装置申請(臨時)

メータ口径mm	1 3	2 0	2 5	4 0	5 0	75以上
申請書作成 料金 (円)	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	別途算定
計画図面作成 料金 (円)	14,000	16,000	19,000	39,000	42,000	別途算定
合計 (円)	19,000	21,000	24,000	44,000	47,000	別途算定

※ただし、専用給水装置工事の申請(本申請)をともなわない臨時給水は、別途算定する。

2、給水装置申請(本申請)

当組合で臨時給水図面を作成したものについては、3,000円~変更の度合いにより見積もり。

臨時なし、または当組合が臨時図面を作成していない場合は、上記「計画図面作成」の料金と同じとする。

(一般用とは那覇市水道給水条例第4条の専用給水装置工事の申請に必要な諸書類)

3、排水設備申請

メータ口径mm	1 3	2 0	2 5	4 0	5 0	75以上
申請書作成 料金(円)	14,000	16,000	19,000	39,000	42,000	別途算定

(那覇市下水道条例第6条による確認をうけるための申請書類作成手数料は、上記給水装置に設置された那覇市水道局メータ口径 を基準に算定する)

※道路占用、道路使用申請書類作成は別途算定する。

連合栓等 П

1、給水装置申請

1、連合栓

、1の給水装置申請の口径別料金に、配管図を必要とする件数から1を減じた数に5,000円を乗じた金額を加算する。

※例:水道局メータ(親メータ)40mm 入居戸数25戸 連合栓20栓 事業所5栓 図面を必要とする件数15栓(連合栓10栓、事業所5栓) 39,000円 + { $(15件 - 1) \times 5,000$ 円} = 109,000円

2、平型メータ(局との契約により需要者の設置したメータ(子メータ)により検針調定する例)

上記 I 、1の給水装置申請の口径別料金に、配管図を必要とするメータ個数から1を減じた数に5,000円を乗じた金額を加算する。 ※例:水道局メータ(親メータ)40mm 入居戸数25戸 メータ個数26個 図面を必要とする件数15栓

39,000円 + { $(15件 - 1) \times 5,000$ 円} = 109,000円

3、隔測メータ(局との契約により需要者の設置した隔測メータ(子メータ)により検針調定する例)

※例:上記2、の例による

2、排水設備申請

1、連合栓

上記 I 、2の排水設備申請の口径別料金に、配管図を必要とする件数から1を減じた数に5,000円を乗じた金額を加算する。

※例:親メータ 40mm 入居戸数25戸 連合栓20栓 事業所5栓 図面を必要とする件数15栓(連合栓10栓、事業所5栓)

27,300円 + { $(15件 - 1) \times 5,000$ 円} = 97,300円

2、平型メータ (子メータにより検針調定する例)

上記 I 、1の給水装置申請の口径別料金に、配管図を必要とするメータ個数から1を減じた数に5,000円を乗じた金額を加算する。

※例:親メータ 40mm 入居戸数25戸 メータ個数26個 図面を必要とする件数15栓

27,300円 + { $(15件 - 1) \times 5,000$ 円} = 97,300円

3、隔測メータ(隔測子メータにより検針調定する例)

※例:上記2、の例による

口座名

銀行名

店番

ПП 増設、 改造、 撤去

1、給水装置申請

上記Ⅰ 、1の一般用口径別料金、又はⅡ 、1の例による。

2、排水設備申請

、2の一般用口径別料金、又はⅡ 上記 I 、2の例による。

各戸検針及び水道料金徴収に関する申請書類作成料金

I、平型メータを設置するための申請書作成

那覇市管工事協同組合

沖縄銀行 識名支店

戸 数	~10	11~20	21~30	31~
手数料	15, 000	18, 000	21,000	10戸増毎3,000円増

諸手数料は現金または、下記口座にお振込お願い致します。

那覇市管工事協同組合

電 話 860-5238

FAX860 - 5239

担 当: 嘉数 光浩 我那覇 望

口座番号 1407398

1 1 4

普诵預金